

受島労働第七〇号

昭和三十五年二月十五日

㊦

鳥取県地方労働委員会

調停委員長 花

房

多喜雄

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

調停案及び回答書の疑義について(回答)

二月十日発人第三五号にて照会に係る右のことについて左記のとおり回答します。

記

一の照会については、お見込みの趣旨も包含すると解されたい。

二の照会事項は、調停案第三項の「具体的金額並びに諸事項」に該当するものと考えられるので、当事者双方が協議決定せられたいとの趣旨である。

(照会事項)

一、単純な労務に雇用される職員の給料表を決定するに当つては、その場合に適用される地方公営企業法第三十八条の規定によりその職務内容が同一であり、又はこれと類

似性のある固又は地方公共団体の単純な労務に雇用される職員の給料表その他の事情

を参照しなければならぬと解されるが、調停案三及びこれについての貴委員会の回答書の趣旨も同法同条の趣旨と同様であると解すべきか。

二、単純な労務に雇用される職員中いわゆる技能職員及び労働職員の給与については、  
国及び他の地方公共団体において、給料表の適用及び初任給の決定について、それぞれ異つた取り扱いをしているが、調停案三及びこれについての回答書は、このような取り扱いを妨げるものではない趣旨と考えてよろしいか。